

## 奈良県タイ向け生鮮野菜・果物の輸出に係る適合証明書の写しの交付に関する事務取扱要領

(総則)

第1条 タイ向け輸出青果物の選別及びこん包施設認定実施要領により発行された適合証明書の写しの交付の事務の取扱いについては、この要領の定めるところによる。

(適合証明書の写しの請求)

第2条 適合証明書の写しの交付の請求があった場合には、適合証明書の写し請求書(第1号様式)の提出を求めなければならない。

2 前項本文の請求書の提出を受けた場合は、その内容を審査し、相当と認めたときは、適合証明書の写しを交付するものとする。

(その他の事項)

第3条 この要領の実施について必要な事項がある場合は別途定める。

附 則

この要領は、令和元年9月30日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年3月24日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年7月4日から施行する。